

令和8年1月20日

阿賀野市議会議長 大 滝 勝 様

産業厚生常任委員会委員長 遠 藤 孝

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、令和7年第7回議会定例会において議決を経た、閉会中の所管事務調査を下記のとおり行ったので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

○所管事務調査

- 1 調査事項 障がい福祉相談支援事業について
- 2 調査期日 令和8年1月20日(火) 午前10時00分
- 3 調査経過

令和8年1月20日、吉川民生部長、高橋社会福祉課長、並びに担当職員の出席を求めて本委員会を開催し、調査事項について担当課長から説明を受け、質疑・意見集約を行いました。

- 4 調査結果

阿賀野市では、障がいに関する業務を社会福祉課で担当しており、その中の相談支援係では、障がいのある方やその家族、または、障がい者・障がい児等を支える関係機関からの相談を受けたり支援したりする総合窓口として、「障がい者基幹相談支援センター」の運営を担っています。

阿賀野市障がい者基幹相談支援センターについて

障がい者基幹相談支援センターは、障がい者総合支援法に基づき各市町村に努力義務として設置されています。阿賀野市は平成29年度から市直営で市役所内に設置をしており、全員市役所職員です。県内で直営設置は6か所で、市役所職員のみ配置は阿賀野市と佐渡市だけです。市直営のメリットは、施策検討がスムーズであること、福祉関連機関と市役所庁内との情報の共有や連携がとりやすいことなどがあげられます。反して、市役所職員だけであるために、人事異動に伴って専門職配置の継続がなかなか難しくなっていることが課題となっています。

障がい者基幹相談支援センターの役割について

- ・本人、家族、関係者から障がい児者に関する福祉相談全般を聞き取り、本人が真に希望するものを見極めて、適切な支援の提案をする。（サービス利用となった場合は相談支援専門員へつなぐ。）
- ・関係者、関係機関への情報提供・情報共有。関係者や関係機関へ支援をつなぐ（連携、調整）等。
- ・相談支援専門員等、福祉職員の育成や、相談・助言・指導・支援をする。
- ・地域の課題を抽出して課題解決のための協議をし、施策提言を進める。（自立支援協議会）

障がいの現状について

令和3年からの推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者は増加しています。相談件数は年々増加しており、相談内容は福祉サービスについてや不安解消、健康・医療、就労について等、多岐にわたります。総合相談窓口のため、本人、家族からだけでなく、事業所、福祉施設、医療機関、警察、消防、教育機関、法律関係、雇用就労関係等、幅広い関係者からの相談を受けています。今後も基幹センターの相談窓口を周知し、早期相談・早期支援に努めます。

福祉サービスについて

障がい福祉サービスは、18歳以上で、身体障がい、知的障がい、精神障がいのほか、特定疾病と言われる難病の方が利用することができます。

体系は、介護が主となるサービスの「介護給付」、訓練が主となるサービスの「訓練等給付」、市町村で実施を決めるサービスの「地域生活支援事業」、装具等の現物購入に伴うサービスの「補装具」の4つがあります。

自立支援協議会について

自立支援協議会は、障害者自立支援法によって設置が定められており、阿賀野市の協議会は平成25年度から設置をしています。現在構成員は13名で、学識経験者、医療関係者、市内福祉事業所、教育、雇用関係者、また当事者家族の会の代表の方にも入っていただいています。

協議会は4つの部会と3つの連絡会で構成されており、障がい児・者一人一人の対応から見えてくる課題を集め、地域に不足している支援等を抽出し、連絡調整会議の場で分析、調査、検証をします。その後、それぞれの専門部会で協議を行い、再び連絡調整会議で検証された後、自立支援協議会で協議され、市、県等に提言を行う流れになっています。

委員からの質問

- ・阿賀野市では市職員だけの配置となっているが、他の市町村ではどのように運営しているのか。
- 社会福祉法人からの出向や委託がほとんどで、社会福祉協議会に委託しているところもあります。
- ・相談支援専門員について、介護のケアマネジャーとは別なのか。
- 相談支援専門員になるためには、実務経験と初任者研修の受講が必要です。最近介護支援のケアマネジャーがこの研修を受けて、両方取得してくれている人が増えています。
- ・障がい者の長期入院の現状は。
- 最近社会的入院が非常に問題になってきており、病院や施設から地域に帰すという流れになってきているので、一人暮らしをして、ヘルパーや訪問看護を利用する方が主流になってきています。
- ・就労支援について、働きたいと思っても、受け入れてくれる側の理解等、課題があるのではないか。
- 国が障がい者雇用に力を入れてきており、企業側からの問い合わせも来ています。基幹相談支援センターでは、障がいの種類や程度に合わせ、一人一人から時間をかけて聞き取りを行い、きちんとマッチングをして、長く継続できるであろう事業所や企業につなげることができるよう非常に丁寧に支援をしています。ケースによっては、5年間継続して相談支援をした後に就職支援につながったという方もいます。

5 委員会意見

総合支援事業の一環として、市町村が行う支援事業は注目されている。県内でもまだあまり取り組まれていない中、これだけのことをやっているのは非常に評価されるべきだと思う。今後も、担当課だけでなく、各課、関係部署、関係機関等と連携して取り組んでほしい。

今回の説明の中で、移動手段や住宅、各種サービスについて様々な課題があることが分かった。国が決めたことだからその範囲の中でということではなく、その地域での課題に対して議会としても話し合っていく必要があると思う。市としても、支援をより充実させるために人員の問題や予算も含め、力を入れていってほしいと意見集約されました。

以上、産業厚生常任委員会の所管事務調査の委員長報告といたします。